

1. 件名：高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷に係る原因と対策について

2. 日時：令和2年10月2日 10時00分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁2階中コア会議室（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部

検査グループ	実用炉監視部門	小野上級原子炉解析専門官、反町主任 監視指導官、東原子力規制専門員
	検査監督総括課	笠川室長補佐、米林主任検査監視官
	専門検査部門	吉野企画調査官
原子力規制企画課・技術基盤課		片岡専門職

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

高浜発電所 運営統括長 他8名

5. 要旨

(1) 関西電力より、令和2年2月18日に発生した高浜発電所3号機の蒸気発生器伝熱管の損傷に係る原因と対策のポイントについて、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁より、次回の公開会合の場で以下の内容を含めて原因と対策等について報告する必要があることを伝え、関西電力より了解した旨回答があった。

- 機器開放時に渦巻きガスケット以外で、損傷し異物となり得る物についての対応
- 渦巻きガスケット等の損傷を確認した場合の現場作業員から関西電力への報告

6. 提出資料

資料1-1：高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
(概要版) (1/2)

資料1-2：高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
(概要版) (2/2)

資料2-1：高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
(1/2)

資料2-2：高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
(2/2)